

別紙－ 1

利根大堰船舶点検整備業務に係る参考見積

見積仕様書

令和 7 年 6 月

独立行政法人 水資源機構
利根導水総合管理所

第1章 総 則

第1節 総 則

1－1 適 用

この見積仕様書は、「利根大堰船舶点検整備業務に係る参考見積」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1－2 概 要

本業務は、利根導水総合管理所にある巡視用作業船「みずき」の点検並びに搭載している船外機（1 台）の整備を行うものである。

1－3 履行場所

埼玉県行田市大字須加地内

1－4 履行期間

契約締結の翌日から令和7年12月26日まで

第2節 一般事項

2－1 仕様

巡視用作業船「みずき」の仕様は以下のとおりである。

総トン数： 5 トン未満
船体識別番号： J P－M L I T 0 0 2 0 7 2 6 A
船体材質： F R P 製
長さ： 4．5 9 m
幅： 1．6 m
深さ： 0．6 4 m

2－2 履行範囲

本業務の履行範囲は、次のとおりとする。

1．船舶点検

以下の船舶の点検を行うものとする。

船 名	船 体	数量	備 考
巡視用作業船 「みずき」	JP-MLIT0020726A 全長 4.59m FRP 製	1 隻	

2．船外機点検整備

以下の船外機の点検整備を行うものとする。

船 名	船 外 機 形 式	数量	備 考
巡視用作業船 「みずき」	MEF30B 1-1A30413FK 4 サイクル 30PS	1 台	

3. 船体洗浄

以下の船舶の洗浄を行うものとする。

船 名	船 体	数 量	備 考
巡視用作業船 「みずき」	全長 4.59m FRP 製	1 隻	

2-3 提出図書

提出図書として、点検整備報告書（履行写真含む）1部を提出するものとする。

2-4 現場発生品

本業務の履行により生じた現場発生品は、受注者の責任により適正に処分を行うものとする。

2-5 疑義等

仕様書等について疑義がある場合は監督職員と協議のうえ決定する。

2-6 設計変更

点検整備等により設計内容に変更が生じた場合には、監督職員又は受注者の発議による協議を行い、設計変更を行うことができるものとする。

第2章 点検整備

第1節 点検

1-1 点検内容

船 名	点 検 内 容	備 考
巡視用作業船 「みずき」	船体	外観点検
	燃料タンク	外観点検
	ステアリング	動作確認
	リモコン	動作確認
	バッテリー	バッテリー液量等確認
	灯火	点灯（ランプ切れ）確認
	スイッチ類	動作確認
	計器類	動作確認
	各装備品	数量確認

1-2 試運転

巡視用作業船「みずき」の動作確認は、試運転用アダプターを接続のうえ、陸上試運転によって行うものとする。

第2節 整備

2-1 整備内容

船 名	整 備 内 容	備 考
巡視用作業船 「みずき」	アイドル回転点検	
	各部グリス塗布	
	点火プラグ清掃	
	冷却水系統清掃	

2-2 交換部品

本業務にて交換する部品は、次によるものとする。

整備部分	部 品 名	規 格	単位	数量	備 考
作業船「みずき」	エンジンオイル	MEF30B1-1A30413FK 4 サイクル・30PS (MERCURY 製) 用	L	1.8	
	オイルフィルター	MEF30B1-1A30413FK 4 サイクル・30PS (MERCURY 製) 用	個	1	
	ギヤオイル等	パッキン含む MEF30B1-1A30413FK 4 サイクル・30PS (MERCURY 製) 用	式	1	

2-3 整備作業

1. 点検により確認された不具合箇所のうち、調整等で簡易に行えるものは、本業務にて履行するものとする。
2. 巡視用作業船「みずき」の整備作業は、ボートトレーラに搭載されている状態で行うものとする。

2-4 船体清掃

船体の外観点検を実施する前に船体内外装の洗浄を実施するものとする。

洗浄及び水垢等の除去はボートトレーラ上において実施するものとし、洗浄に使用する水は、機構水道水を貸与する。

以 上